

正会員に対する処分及び勧告について

平成 31 年 2 月 19 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ おひさまエネルギーファンド株式会社

I. 事実関係及び法令等適用

○ 関東財務局の行政処分（業務改善命令）に違反している状況

- (1) おひさまエネルギーファンド株式会社（本社 長野県飯田市。以下「当社」という。）が販売・勧誘を行った太陽光ファンドについて、平成 31 年 1 月 11 日現在運用中のものは、ファンド数 19 本、総出資額 13 億 3,419 万円、顧客数 延べ 2,885 名（ほぼアマ・個人）となっている。
- (2) 当社が取り扱った殆どの当該ファンドにおいて、当社自身のほか、当社と実質的に一体と認められる関係会社が営業者を務めており、当社は、当該ファンドの運用状況を把握することができる状況にある。
- (3) 平成 26 年 5 月 23 日付関東財務局の業務改善命令処分を受け、当社は、平成 26 年 6 月、改善報告書を提出したが、次の問題が認められた。
 - ① 前代表者が単独で資金管理業務を継続し、事後的なチェック等も行っていない状況
 - ② 出資金と営業者固有の財産との区分経理を行わず、会計帳簿等の確認や適切性の検証も行っていない状況
- (4) 前代表者は、平成 24 年 5 月から同 30 年 5 月までの間、出資金の一部が入金されているファンドの営業者口座から合計 830 万円を私的費消するとともに、これを隠蔽するため、決算期の異なる他のファンドの営業者口座から私的費消した当該ファンドの営業者口座に対し、延べ 2,350 万円の資金移動を行っていた。

- (5) 当社の上記行為は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 7 号「金融商品取引業（中略）に関し（中略）法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当する。

II. 処分及び勧告

1. 定款第 23 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 300 万円

2. 定款第 24 条に基づく勧告

上記 1 の過怠金の賦課とあわせて、次の内容の勧告を行い、改善・顧客への周知を求めた。

- (1) 当社及び当社の関係会社において、顧客からの出資金及びファンド財産について、営業者固有財産との分別管理を適切に行うとともに、分別管理を含む資金管理業務その他第二種金融商品取引業務を適切に行うための態勢を再構築し、策定した再発防止策を確実に実行すること。
- (2) 行政処分、本協会の処分及び勧告の内容並びに改善対応策について、全ての顧客を対象に、適切な情報提供・説明を行うとともに、顧客からの問合せ等に対して適切に対応すること。
- (3) 上記(1)及び(2)並びに平成 30 年 9 月 28 日付関東財務局の業務改善命令の対応・実施状況について、平成 31 年 3 月 5 日までに書面で報告するとともに、以降 1 か月ごとに報告すること。

III. その他

本件について、平成 30 年 9 月 21 日、証券取引等監視委員会は処分勧告を行い¹、これを受け、同月 28 日、関東財務局は、当社に対し、金融商品取引法第 52 条に基づく 3 か月間の業務停止命令及び同法第 51 条に基づく業務改善命令を行った²。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部（電話：03-6910-3982）

¹ 証券取引等監視委員会ウェブサイト参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20180921-1.htm)

² 関東財務局ウェブサイト参照 (<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000773.html>)